

令和8～10年度PMDA-ATC e-ラーニングシステム（ELS）サービスの調達参加要項

第1条 本業務に参加を希望する者は、下記4（1）に掲げる提出書類を下記4（2）に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするため、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載及び提出にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 本要項に定めのない事項は全て独立行政法人医薬品医療機器総合機構会計規程等に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：令和8～10年度PMDA-ATC e-ラーニングシステム（ELS）サービスの調達

2. 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

3. 入札説明会

本調達は、本入札公告のウェブページへの掲載をもって入札説明会の開催に代えこととし、質問については、受付期間内に限り受け付けることとする。

（詳細については、入札説明書「質問等の受付」を参照。）

4. 参加申込み

（1）提出書類・部数

① 令和8～10年度PMDA-ATC e-ラーニングシステム（ELS）サービスチェックリスト（参加要項別紙）

- ② 企画書・サービス及びシステム概要資料
- ③ CSV 形式出力レポートのサンプル（【仕様書別紙】（ウ）管理機能 参照）
- ④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の証明書類

上記①～④を1つの電子媒体（DVDあるいはCD）にて2部提出する。電子媒体表面に会社名を記載すること。ただし、上記資料中には会社名やロゴ、商品名などを一切記載しない、もしくはマスキングを施す等により判読できない状態にすること。

上記①令和8～10年度 PMDA-ATC e-ラーニングシステム（ELS）サービス チェックリスト（参加要項別紙）については、各項目におけるシステムでの対応状況及び企画書・サービス及びシステム概要資料における該当項を記載すること。なお、業務の実施にあたり、特別な事前準備や事後処理が必要な場合は、備考欄にその詳細を明記すること。

上記②企画書・サービス及びシステム概要資料については、評価基準書の選定基準等を踏まえつつ、本事業の趣旨及び仕様書を十分に理解したうえで記述すること。なお、業務の実施にあたり、特別な事前準備や事後処理が必要な場合は、その詳細を明記すること。

（2）提出場所・方法

① 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ATC・二国間協力部

担当：星野 電話：03-3506-9456

② 提出方法

原則として提出書類は郵送によるものとし、上記（2）②の受領期限内に機構へ到達した提出書類について有効な提出として認める。なお、郵便による提出の場合の到達時刻については、記録の残る郵送方法の場合は 機構に到着した時刻を追跡機能等により必要に応じて機構にて確認することとし、記録の残らない郵送方法の場合は到着時刻を提出者において証明できない場合は無効とする。
持参による提出も認めることとするが、持参する場合は必ず提出期限の前日までに仕様書15.窓口連絡先に記載のメールアドレスまで連絡すること。

（3）留意事項

提出された書類に対する経費の支出は行わない。また、提出書類は返却しない。なお、提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

① 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

- ② 調達におけるデモンストレーションは本業務に従事する者が行うこと。

5. 落札者決定方式

- ① 価格入札を実施し、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、技術審査に進むことはできない。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- ② 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は令和8~10年度 PMDA-ATC e-ラーニングシステム (ELS) サービスチェックリスト（参加要項別紙）に基づきデモンストレーションを20分以内で行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社として実施する。
- ③ 参加者は選定委員から質疑を受ける。なお、質疑応答時間は5~10分間とする。
- ④ 選定委員は企画書・サービス及びシステム概要資料並びにデモンストレーションをもとに評価を行い、各参加者の技術点を採点用紙に記入する。なお、評価者から必須要件を満たしていないと判断された場合又は「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で、評価者が「0点」の評価をつけた項目が1つでもある場合は失格とする。
- ⑤ 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。（④の段階では委員は各参加者の価格点は把握していない）
- ⑥ 機構は、価格点と技術点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかに参加者全員に通知する。
- ⑦ 入札に際し著しく低い価格の入札があった場合には、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする。

6. 価格点の評価基準

価格点は、入札価格を予定価格で除した値を1から減じた値に、1200を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。競争入札のため予定価格は公表しない。入札価格が予定価格を超えた者は、技術審査には進めないものとする。

価格点の満点（1200点）×（1－入札価格／予定価格）

7. 技術点の評価基準

評価項目 評価基準書を参照すること。